

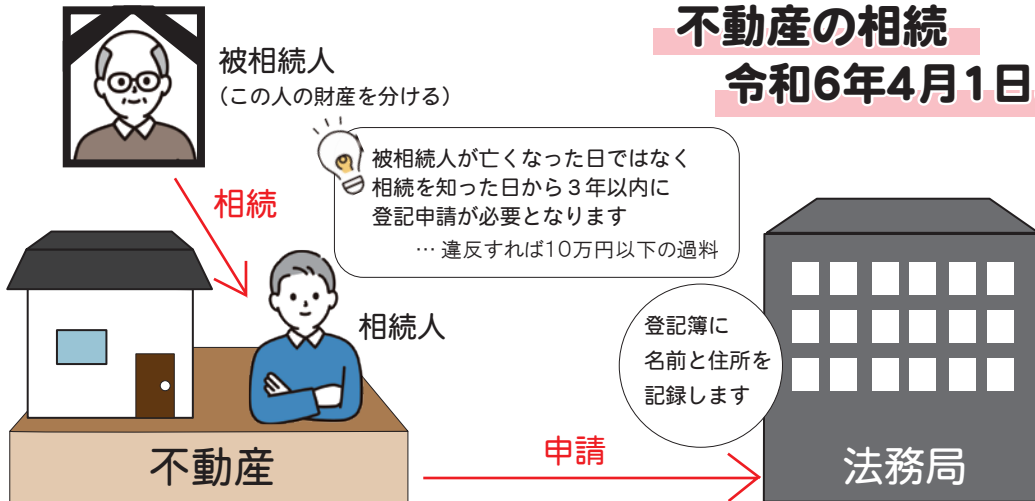
およそ 4 人に 3 人は、まだ知らない。 来年始動、相続登記義務化。

名酒買取新聞

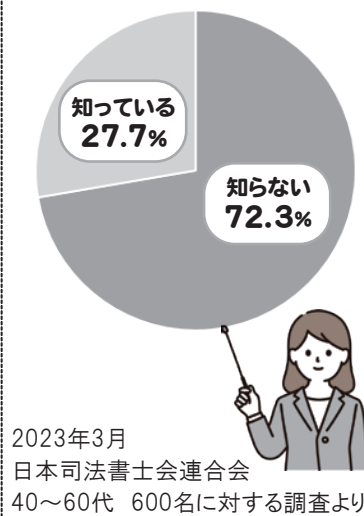
7 月 22 日号

不動産の相続

令和6年4月1日より相続登記が義務化



相続義務化の認知率



どんな手続きをすればいいの!?

【相続登記の手順】

① 相続する不動産を確認する

管轄の法務局にて登記事項証明書を取得し、権利関係などの情報を確認しましょう。

② 遺言または遺産分割協議で引き継ぐ人を決める

遺言書があれば、遺言書が優先。遺産分割協議書は相続人全員の署名・捺印が必要です。

③ 相続登記に必要な書類を集め、作成する

亡くなった人の戸籍関係書類や、固定資産税の評価証明書などを取得します。

登記申請書は、法務局のホームページからダウンロード出来ます。

④ 管轄の法務局へ申請する

登記申請書と添付書類一式を提出します。登記申請には登録免許税の納付も必要です。

審査後、1週間から10日程で登記完了します。

※ 相続登記は、司法書士に依頼することも可能ですが、
司法書士への報酬(平均6～10万円)が別途必要となります。

無料相談
承ります

少しでも出費を抑えて自分で手続きしたいという方、
手続きで分からないこと、不安なこと
是非 名酒コンサルタントへご相談ください。

不動産の
即金買取

名酒コンサルタント
0120-56-9367

【本社】四日市市久保田一丁目5番41号
TEL 059-352-7100
FAX 059-815-6193
【南勢支店】松阪市小野江町字大町716番地2
TEL 059-815-6193
FAX 059-815-6193

今週のコラム

相続した物件に住んでいる人必見!?

相続した物件に居住をしてお家を売却する場合、
「3,000 万円の譲渡所得の特別控除特例」を適用できます。
譲渡所得とはお家を売却して「利益」が出た時にかかる
税金のことです。売却による利益が3,000 万円までであれば
非課税となります。※多くの場合 3,000 万円
以下のケースが多い為、非課税となれば
大きな節税につながります。
特例には適用要件がございます。詳細は
国税庁ホームページなどで確認下さい。

※ 三重県の場合

バックナンバー

二次元コードから
過去の記事をもう一度



- * 3月4日号
不動産は「元氣なうちに現金に!」
- * 3月18日号
「残された妻や子を襲う空家管理の恐怖…?」
- * 4月8日号
「今年のGWは草刈り or レジャー?」
- * 4月22日号
「不動産相続の沼! ? 固定資産税 地獄」

相続買取
相談会

開催中

お問合せは

名酒コンサルタント
下記フリーダイヤルまで

メイシコンサルタント

検索

(株)名酒コンサルタント



0120-56-9367

三重県松阪市小野江町字大町716番地2 TEL0598-56-9363 FAX0598-56-9368 本社 三重県四日市市久保田一丁目5番41号 TEL059-352-7100

宅地建物取引業免許番号一三重県知事(11)第1291号 公益社団法人 三重県宅地建物取引業協会会員 公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会会員 東海不動産公正取引協議会加盟 ※広告有効期限:令和5年7月22日から2週間